

川崎市病院局公共工事の前払金に関する規程

平成17年3月31日
病院局規程第45号

川崎市病院局公共工事の前払金については、川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号)を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第44条第1項に規定する内払」とあるのは「川崎市病院局契約規程(平成17年病院局規定第39号)第45条第1項に規定する部分払」と、「川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)第9号様式(2)」とあるのは「川崎市病院局会計規程(平成17年病院局規程第36号)第121条第16号」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(川崎市病院局契約規程の一部改正)

2 川崎市病院局契約規程(平成17年病院局規程)第39号の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3項中「の工事」の次に「又は前払金に関する規則第2条第2項に規定する中間前払金が支払われた工事」を、「部分払」の次に「(別に定めるものを除く。)」を加える。